

「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」

第2回策定委員会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和2年11月5日（木） 午後2時40分～午後4時00分

場 所 総合文化センター 会議室

出席者 小川会長、鈴木委員、松本委員、佐藤委員、亀田委員、
南波委員、蛭川委員、橘委員、森委員、天沼委員

次 第 1. 開 会

2. 議 事

(1) 第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画
の計画書（案）について

(2) パブリックコメントの実施について

(3) その他

3. 閉 会

<議事要旨>

— 開会時刻 午後2：40 —

障害者福祉課長

これより「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」の第2回策定委員会を開会します。終了時刻は、午後4時00分を予定しています。よろしくお願いします。

本日の出欠確認ですが、佐野委員及び庄司委員から都合により欠席の連絡をいただいています。

本日の資料は机上配布していますので、不足等があればお申しつけください。

ここからは会長に進行をお願いしたく存じます。

会長

改めましてよろしくお願いします。本日は限られた時間内で有意義な会議にできるよう議事進行において、皆様のご協力をお願いします。

本日の委員会は、公開として傍聴者の希望を募っています。事務局からご報告をお願いします。

事務局

江戸川区ホームページにおいて、傍聴者の希望を募り、2名の方からお申込みをいた

だきました。本日2名の方がロビーにてお待ちになられています。なお、1名の方は介助者が付き添います。皆様のご了解をいただければ、入場していただきます。傍聴の方への配付資料ですが、本日皆様にお配りしている資料のうち、資料1から資料5を傍聴者の方にもお配りしたいと考えています。いかがでしょうか。

会長

ただいま、事務局より傍聴について説明がありました。皆様、よろしいでしょうか。

－委員承認－

会長

それでは、傍聴の方にご入室いただきたいと思います。

－傍聴者入場－

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事「(1) 第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の計画書(案)について」に入ります。事務局よりご説明をお願いします。

障害者福祉課長

初めに計画書(案)の説明をさせていただいた後、事前にいただいた意見について説明をいたします。すべての説明を終えたところで質疑応答に入ります。説明の時間が長くなりますが、ご容赦いただきたく存じます。

資料1「共生社会の実現に向けた取り組み」をご覧ください。江戸川区では共生社会の実現に向け、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指し、さまざまな施策を行っています。

2ページ、「1 共生社会の実現に向けた『区の取り組み』」を説明します。初めに「(1) 障害者権利擁護の取り組み」の「①障害者差別解消法の普及啓発・相談対応」です。昨年度実施しました計画策定のための基礎調査において、障害のある方の障害者差別解消法の認知度は25.1%でした。今後、障害者差別解消法の周知など、障害者理解の促進が課題となっています。区では「広報えどがわ」やホームページを活用して対応事例を掲載するなど、障害者差別解消法の普及啓発を図ります。

3ページ、「②障害を理由とする虐待防止の取り組み」です。区では平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待の未然防止や早期発見及び対応をしています。本人とその家族等の養護者の支援を目的として、啓発活動や相談対応を実施しています。今後も障害者の権利擁護の普及啓発に努めます。

4ページ、「(2) 障害者理解に対する取り組み」の「①手話に関する取り組み」です。

平成30年4月に江戸川区手話言語条例を施行しました。現在手話通訳者の派遣や区役所の本庁舎に毎週火曜日と金曜日に手話通訳者を配置するなど、手話の理解促進及び普及啓発、手話による意思疎通支援のための施策の推進に努めているところです。今後は障害者理解教育の一環として、手話の学習を導入する小中学校に講師を派遣する出前講座の開催、リーフレットの作成により、普及啓発を図ります。

5 ページ、「②視覚障害者に対する取り組み」です。声のたよりをはじめ、情報収集における視覚障害の方と健常者との不平等を解消するためのさまざまな施策を引き続き行います。また各部署において、障害者理解の講演会を開催するなど、さまざまな活動に取り組んでいます。

6 ページ、「(3) 地域共生社会構築の拠点（なごみの家）」です。なごみの家を拠点に、熟年者、子どもや障害のある方を含めた全世代に対応する新しい地域福祉の仕組みづくりを目指しています。現在、9か所設置しており、今後区内全15か所の設置を行います。昨年度実施した基礎調査では、「なごみの家」の認知度が41.9%でした。今後地域への発信力を強化して周知を図ります。また、日常的に障害当事者や支援機関と意見交換を行うとともに、障害への理解を進める取り組みを積み重ねていきます。

7 ページ、「(4) 福祉・健康のまちづくり」です。区では誰もが使いやすくなるように、公共施設のバリアフリー化を推進しています。はじめに「①やさしい道づくり」です。平成3年度から年に1回、視覚障害者団体や身体障害者団体の方々と意見交換を行っています。白杖や車イスなどを使用する方々からの意見を取り入れ、誰もが安心して利用できる道づくりを進めています。音声誘導装置の設置やバス停を利用しやすくなるためのベンチ、手すり、誘導用ブロック整備など具体的な取り組みは7、8 ページで紹介しています。今後もさまざまな方の意見を取り入れて、誰もが使いやすい安心・安全な道づくりを進めていきます。

8 ページ、「②公園でのバリアフリーの取り組み」です。公園の新設や改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めています。今後、車イスの方でも利用できる遊具や背もたれ付きの遊具など、ユニバーサルデザインの遊具を新たに導入していきます。

9 ページ、「③安全で使いやすい駅」です。障害のある方、熟年者など、移動及び施設利用の安全性や利便性向上の促進を図り、公共福祉の増進に取り組んでいます。バリアフリールートにおける段差解消のためのエレベーターを区内全域に設置するとともに、ホームからの転落防止策として、内方線付き点状ブロックを区内全駅に整備しました。ホームドアについては、整備に向けて取り組んでいます。区の公共施設においても大規模改修にあわせて、積極的にバリアフリー整備に取り組んでいます。

続いて10ページ、「(5) 障害者の就労支援」です。はじめに「①障害者就労支援センター」です。江戸川区障害者就労支援センターでは障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援をしています。加えて、就労支援ネットワーク事業「ミラクル（未来×くる）」を実施し、区内の就労支援事業所間の連携を強化し、就労の促進を図っています。今後はインターネットサイトの活用やカタログを用いた販路拡大への取り組みを構築して、区内の就労支

援事業所における受注の増加を目指します。

11ページ、「③障害者の雇用促進（区職員）」です。区の職員採用について「江戸川区障害者活躍推進計画」を策定し、採用時の面接の際には、積極的に合理的配慮の有無などを確認し、必要な措置を講じます。また、区では、障害のある方や熟年者などに就労の場を提供し、すべての人が自分らしく就労できる「新法人の設立・運営」を現在検討しています。

12ページ、「（６）スポーツや文化活動に対する取り組み ①障害者スポーツの振興」です。区では障害者スポーツの振興を進めており、運動やスポーツを楽しめる場づくりとその機会を支える人材の育成、障害スポーツのPRを柱として事業を展開しています。東京パラリンピック22競技を区内でできる取り組みや、区立スポーツ施設では、「えどがわスポーツコンシェルジュ」を開設し、理学療法士など専門家に相談できる機会を設けるなどの、さまざまな取り組みを行っています。また、11月は障害者スポーツ推進月間と位置づけ多彩なイベントを開催しています。今後はスポーツができる場の拡大や、指導員などスポーツを支える人材の育成などを進め、障害のある方のスポーツ実施率向上を図っていきます。

13ページ、「②図書館での支援」です。区内の各図書館では活字印刷の本をそのまま読むことが困難な方や、体が不自由なために図書館に行くことが困難な方などへ、さまざまなサービスを用意しています。頻繁に来館できないことを考慮して、貸出点数を一般の方の2倍に設定したり、貸出期間を延長したりしています。点字本や録音図書の郵送などのさまざまなサービスを実施しています。今後はより気軽に、図書館を利用いただけるよう環境整備に努めます。その他に障害者福祉課では、「心身障害者（児）の作品展示会」など文化活動を支援しています。

15ページ、「（７）災害時の要配慮者への支援」です。災害から一人でも多くの生命を守るために、「江戸川区地域防災計画」では障害のある方など、災害時において配慮が必要な方である要配慮者への防災対策についての支援計画を定めています。今後は、避難支援体制づくりや自ら避難することが困難な要配慮者に対する避難支援として、在宅の方を中心に直接福祉避難所等へ避難していただくよう、避難先の指定を進め、さらなる福祉避難所の拡大に取り組んでいきます。

16ページ、「（８）新庁舎の建設」です。現在、新庁舎建設に向けて「5つの基本理念」を軸として、さまざまな検討を行っています。障害のある方や熟年者、外国人など訪れる全ての人が快適に利用できるように「基本理念3“区民サービスの拠点”として誰にでも優しい庁舎」を掲げ、今後の具体的な設計にあたっては福祉関係団体や利用者の声を聞きながら、「誰にでも優しい庁舎」の実現を目指します。

「（９）新たな障害児支援施設」「①児童相談所の設置」です。令和2年4月に江戸川区児童相談所を開設し、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。愛の手帳の申請及び判定を含む子どもの障害に関する相談に応じています。今後も子どもの発育年齢や課題に応じた、日常の子育ての困りごとを解消できる身近で細やかな相談窓口として、虐待の未然防止などに取り組んでいきます。

17ページ、「②発達相談・支援センターの設置」です。令和2年4月に児童福祉法に

基づく児童発達支援センターとして開設しました。相談事業と療育事業を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を目指して、発達障害相談事業と児童発達支援事業の機能を兼ね備えた支援事業を行っていきます。発達障害に関する相談事業や個別療育、集団療育などの児童発達支援・障害児相談支援・保育所等訪問支援を実施しています。今後は地域の中核施設として、発達障害に係る関係機関との連携を図り、支援力の向上のために児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所向けの研修会を開催していくとともに、早期療育モデル（ペアスク）プロジェクトの普及に努めます。

18ページ、「(10) 先導的共生社会ホストタウン」です。東京2020大会をきっかけに、共生社会実現のための「①ユニバーサルデザインのまちづくり」と「②心のバリアフリー」に関して、特徴的な取り組みを実施する自治体として、区のさまざまな取り組みが評価され、令和元年10月に国に登録されました。

以上、「共生社会の実現に向けた『区の取り組み』」の説明をさせていただきました。

続いて、19ページ「2 共生社会の実現に向けた区のビジョン」です。区では共生社会の実現に向けて、令和3年4月1日に施行予定の「(仮称) 共生社会推進条例」に基づき、令和3年度に、2100年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、2030年までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会＝(イコール) S D G s (エス・ディー・ジーズ) ビジョン」を策定します。本計画はそれらのビジョンなどと調和して、経過を見据えながら随時、見直していきます。そこで次期江戸川区障害者計画は、「(仮称) 共生社会ビジョン」及び「(仮称) 共生社会＝S D G s ビジョン」に基づいて作成していきます。

資料1の説明は以上です。

続いて資料2「計画に関する成果目標の設定について」をご覧ください。国の基本指針や東京都の考え方に即し、区では成果目標を設定します。

1ページには、7つの成果目標を記載しています。「新規」と右側に記載してある項目は、第6期に新たに設定された項目です。「達成」と記載してある項目は第5期からの引き継ぎの項目で、既に実施済みの項目です。

2ページ、「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」です。「①福祉施設の入所者数」は、国の基本指針では令和5年度末時点での施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。これを区の状況に当てはめると、令和元年度末は422人の方が施設入所しているので、その1.6%以上の人数は7名以上の削減となり、415人以下とすることが、国から示されている目標値となります。しかし、施設入所が必要な待機者が増えており、福祉施設の入所者数は今後増える見込みです。待機者数は9月1日現在、身体障害の方が20名、知的障害の方が96名、計116名の待機者がいます。区では令和5年度末の福祉施設入所者数を439人と見込みました。今後も引き続き、ご本人の状況や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方の支援をしていきます。

「②地域生活への移行者数」は、国の基本指針では令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。区の状況にあてはめる

と、令和元年度末時点で入所している422人から26人以上を地域生活へ移行することになります。しかし、令和元年度末時点での福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状況などにより、グループホームへの移行が可能と思われる方は10名となります。この10名を令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標としました。これからもご本人や保護者の意向を考慮して、入所施設等の事業者と協力しながらグループホーム等への移行を支援していきます。国の基本指針とは異なる、区の状況に応じた目標値を設定しました。

健康部副参事

4 ページ、「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。精神障害の方に関しての目標設定ですが、国で示されている目標値は3点あり、都道府県で定めるとされています。その項目としては、「退院後1年以内に地域における生活日数の平均を316日以上とする」、「1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する」、「精神病床への入院後3か月時点・6か月時点・1年時点での退院率を定め達成する」があります。その評価を東京都が行い、区は、地域移行、退院促進を中心とした目標を定めて、誰もが安心して自分らしい暮らしを実現できることを目指していきます。具体的な目標として、これまでの実績値から第6期の目標値を設定しました。

障害者福祉課長

続いて5 ページ、「(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」です。地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化、または「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、機能を一拠点に集約した「拠点整備型」と複数の機関が機能を分担する「面的整備型」があります。主な機能は5つです。国の基本指針では令和5年度末までに各市町村に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としています。区では障害のある方の地域生活を支えるにあたり、令和5年度末までに既存の相談窓口の機能や施設を生かした「面的整備」を目指します。図に示しているとおり、相談支援事業所をはじめ、さまざまな相談窓口や区立施設、各事業所と連携し、障害のある方の地域生活を支援していきます。

6 ページ、「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」です。「①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」は国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを基本としています。区の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、平成30年4月より法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、令和元年度は、目標値の106人を上回る115の方が一般就労へ移行いたしました。今後も国の基本指針と同様に、令和5年度末の一般就労への移行者数を1.27倍以上の148人と設定しました。

次に7 ページ、「②就労定着支援事業の利用者数」です。第6期より新たに設定された項目となります。国の基本指針と同様に、令和5年度における就労移行支援事業など

を通じて、一般就労に移行した方のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用するということを目標としています。

「③就労定着支援事業の就労定着率」です。これも新たに設定された項目です。国の基本指針と同様に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

8ページ、「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」です。これは今年、令和2年4月に児童発達支援センターを開設しています。また、令和2年9月1日現在、区内には重症心身障害者を支援する児童発達支援事業所は3か所、放課後等デイサービス事業所は1か所あり、達成しています。

9ページ、「④医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」です。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、今年度区内在住の医療的ケア児の保護者へアンケートを実施し、協議の場を今年度中に設置することを検討していきます。また、医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置については、新たに設定された目標となります。現在、国から具体的な役割等が示されていない状況になりますので、今後役割等を研究していきます。

10ページ、「(6) 相談支援体制の充実・強化等」です。新たに設定された目標となります。国の指針では、令和5年度末までに各市町村、または各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。区は相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標としています。

「(7) 障害福祉サービス等の質の向上」も新たに設定された目標となります。国の指針では、令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築を基本としています。区では人材育成のためのブラッシュアップ研修や障害福祉サービス事業者における適切な制度の理解や適正な運営のための集団指導を実施しており、適正かつ良質な障害福祉サービスを利用者に提供できるよう、事業者の質の向上のための取り組みを継続することを目標とします。資料2は以上です。

続いて資料3「障害福祉サービス等の見込量とその確保について」をご覧ください。1ページ、見込量の設定は国の基本指針や東京都の考え方を踏まえて、平成30年度から令和2年度のサービス利用の実績に基づいて障害者手帳所持者数の推移、地域サービス事業者の今後の取り組み方針などを勘案しながら、見込量を設定しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度及び2年度の実績値が増加しているサービスや、減少しているサービスがあります。区内の障害者手帳所持者数の推移は、身体障害者手帳所持者は平成28年度は19,540人で、以降ほぼ横ばいで推移しています。愛の手帳所持者は平成28年度は4,538人でしたが、令和元年度では5,111人と増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は平成28年度は4,960人でしたが、令和元年度では6,780人と増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増えている状況です。このようなことも踏まえて見込量を設定しています。

2ページをご覧ください。はじめに「(1) 訪問系サービス」です。障害のある方が

住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。「①居宅介護」は、精神障害で入院している方やグループホームを退去した方などの地域移行が進むことを考慮し、増加すると見込みました。

4 ページ、「⑤同行援護」です。こちらは視覚障害に係る手帳の所持者数が減少傾向にあり、利用者数は横ばいになると見込みました。

4 ページ、「(2) 日中活動系サービス」です。実績は全般的に増加傾向で推移しています。特別支援学校を卒業した方などの利用も考慮し、今後も増加すると見込みました。

6 ページ、「④就労移行支援」をはじめ、就労系のサービスは特別支援学校を卒業する方の利用や、精神障害のある方の中でも特に発達障害の方のニーズが増えていることから増加すると見込みました。

7 ページ、「⑨短期入所【福祉型・医療型】」です。令和元年度と令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少していますが、保護者の高齢化やレスパイト等の利用等で今後も増加すると見込みました。

8 ページ、「(3) 居住系サービス」です。地域生活への移行や障害のある方、その家族の高齢化に伴う「親亡き後」の課題に対応するために、地域における居住の場を拡大し、適切に確保する必要があります。

9 ページ、「②共同生活援助（グループホーム）」です。利用者数の実績が増加したことを踏まえ、今後は緩やかではあるものの増加傾向にあると見込みました。グループホームは平成30年度から令和元年の間に、定員としては96名、20事業所増えて、軽度を対象とした施設は充足しています。今後も引き続き、民間事業者への情報提供や整備に関する相談、区内での誘致等を図りつつ、重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。

「③施設入所支援」は成果目標でも説明させていただきましたとおり、グループホーム等での対応が困難で、施設入所が真に必要とされる方がサービスを受けられるよう、サービス量の確保に努めます。

10 ページ、「(4) 相談支援」です。相談支援サービスは障害福祉サービスの適切な利用援助の推進を図ること、特別支援学校等を卒業した方が新たに日中活動系のサービスを利用すること及び精神障害のある方が地域生活へ移行する人数が増加することを考慮して、増加すると見込みました。

「①計画相談支援」はサービス等利用計画の作成を必要とする方が、適切に相談支援事業所を利用できるように人材育成、体制の充実を図り、今後の推移を見守っていきます。区立の通所施設を活用し、サービス量の確保に努めます。障害のある方の地域での生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用を促進するには、ケアマネジメントによる継続した支援を行う体制を整える必要があります。

11 ページ、「(5) 障害児支援」です。12 ページからの「①児童発達支援」から「③放課後等デイサービス」の見込量は現在集計中となりますので空欄としています。「⑦障害児入所支援」は令和2年4月より児童相談所が開設したことにより東京都から区へ移

管されました。現在の利用者が今後継続することを見込みました。今後の推移を見守るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。障害を持つ子どもたちが地域で家族とともに健やかに成長するためには、障害児及びその家族に対して、乳幼児から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要となります。

資料3の説明は以上です。計画書の説明は以上となりますが、記載については今後校正を重ねていきます。

会長

ただいま、事務局より計画書（案）についての説明がありました。限られた時間ですが、引き続き事務局より、事前にご提出いただいた計画書（案）についての委員の皆さまからいただいた意見の説明をお願いします。

障害者福祉課長

引き続き説明します。資料4「計画書（案）についての委員からの意見」をご覧ください。こちらは委員からいただいたご意見を概要としてまとめ、区の考え方を示したものです。

「第3章 共生社会の実現に向けた取り組み」については、左側のNo.3、「視覚障害者団体と区で意見交換会を行い、誘導用ブロック、音声誘導装置、段差解消ブロック等の設置が実現し、車イス、ベビーカー、障害者等のすべての区民の安全通行が全国から注目されている。」というご意見をいただきました。これは計画書（案）の32ページに記載させていただいたとおり、今後も同様に取り組んでいきます。

次は「第4章 計画に関する成果目標の設定について」です。2ページのNo.7で、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数について、「グループホーム等への移行が可能な人数はどのように算出しているのか。」というご意見をいただきました。目標値は身体障害者相談係、愛の手帳相談係が個別のケースを考慮し、算出しました。

次に「(6) 相談支援体制の充実・強化等」です。No.10「基幹相談支援センターの設置について明確な記載がない。また、設置検討はどのように行うのか。」というご意見をいただきました。基幹相談支援センターの機能は、現在は区の各相談機関が担っていると考えています。基幹相談支援センターの設置については、今後検討していきます。

次に「計画書の記載について」、3ページのNo.13「第3章 共生社会の実現に向けた取り組み (4) 福祉・健康のまちづくり ③安全で使いやすい駅」で、「ホームドアの整備について、具体的な現状や動向を記載できないか」という意見をいただきました。今後、校正を行う中で、記載の部分は担当者と相談します。

4ページ「その他」です。「やさしい道づくり」「新庁舎建設」「精神障害者居住サポート事業」「意思疎通支援事業」等の要望のご意見が5件ありましたので、担当部署に周知します。

委員の皆さまからいただいたご意見の説明は以上です。

会長

計画書（案）の説明で、ご質問及びご意見があればお願いします。

委員

計画書の51ページの「地域生活支援拠点」についてです。東京都障害者施策推進協議会等の資料を見ると、平成29年度までに面的整備を行うことが基本となっていると思います。江戸川区の場合は令和5年度までに面的整備という位置付けとなっていますが、国の方向性との違いを教えてください。

障害者福祉課長

地域生活支援拠点等については、区にある各機関や施設が整っており、面的には整備されていると考えています。今後、江戸川区は面的整備をしていることに関して、区民にどのように周知するかについて検討が必要であると思っています。現行の第5期計画では達成しないため、第6期で早期に実現したいという考えで記載しています。国の基本指針に即して記載しました。

委員

わかりました。76ページの一番下で、基幹相談支援センターについて検討すると記載されています。東京都の資料では、設置しなければならないということにはなっていないと思いますが、区部で整備予定を含めて2/3は設置されているので、必要性が認識されているということだと思います。前向きに検討されてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

障害者福祉課長

基幹相談支援センターについては、先ほど区の考え方をお示したところですが、障害者福祉課や健康部の窓口で基幹相談支援センターにあたるような相談事業は行っています。但し、今の形で良いのかということも含めて、今後検討していきたいと思っています。

委員

今の意見に関連して、76ページに「基幹相談支援センター等機能強化事業」が入っている件で、障害者福祉課長から「設置に関しては検討していきます。」という回答があり、少しは前進するのかと期待したいのですが、この検討というのは、庁内だけの検討なのか、それとも官民連携した場での検討となるのでしょうか。

障害者福祉課長

この検討は、区としてどのような形の基幹相談支援センターをつくるのかというところから始まるかと思っていますので、まずは区の内部で検討していきたいと思っています。

委員

それはどのような形で、実際に現場で働いている相談支援事業者や障害福祉サービスに従事する方たちに伝わっていくように考えていらっしゃいますか。

障害者福祉課長

どのような形で皆さんにお知らせしていくかというご意見をいただくような場面もあるかも知れません。まずは、区の内部で検討させていただくということになります。

委員

区の内部で検討というのはよくわかったのですが、3年間の計画なので、3年後に結果を教えていただけるものなのか、それとも大事なことから1年単位で区切って経過を教えていただいたり、話し合いのできる場を設けたりされるのでしょうか。

障害者福祉課長

状況によると思います。この3年間でどのように進捗するかという詳細については、現時点では明確になっておりません。

委員

3、4年前に地域自立支援協議会でテーマに掲げた地域包括ケアシステムについて、1年かけて話し合いました。「地域行政」を地域の中でどうつくっていくかという一歩だったと感じています。その中で基幹相談支援センターがあればとても良いものですが、限られた予算の中で、基幹相談支援センターを設置するにあたっては、行政の方と地域の民間事業者と知恵を出し合い、どうすればより良い地域づくりができるかというところに焦点を当てて、建設的な話し合いをしていく必要があると思います。江戸川区のなごみの家は、他の自治体から関心を集めました。前福祉部長の斉藤区長が当時、江戸川区は広いので、基幹相談支援センターも良いが、面的整備を図り、できれば1km、2km圏内に区民の方が身近で気軽に相談できる場所をつくっていくためになごみの家にリードしてもらいたいということを言われていたのが印象的でした。なごみの家は障害福祉計画にも掲載されています。「なんでも相談」、「居場所・通いの場」などありますが、福祉に従事する方たちのなごみの家に対する期待感はとて高く、ネットワークづくりなどについて検証が必要かと思います。その時に、「どれだけ身近な相談窓口が機能しているか」や、「そこに行けば何でも相談できる」というようなものがあった方が良いでしょう。皆さんと事業所との定期的な意見交換や地域自立支援協議会で建設的な話し合いができれば良いと感じています。なごみの家も一緒に話していき、検討が必要です。昨年実施した実態調査でのなごみの家の認知度が低かったのですが、区民に周知されていない場合、区で期待していた役割と、なごみの家との意思疎通ができていないかどうかということを、双方で検証した方が良いでしょう。

また、地域生活支援拠点は、今年度末までに設置するという目標でしたが、今年度末までの設置はかなわないので、次期計画に持ち越しということによろしいでしょうか。

委員

78ページの「⑥意思疎通支援事業」は、聴覚、言語障害に限定されています。事前質問では出したのですが、資料4には掲載がないので改めて質問させていただきます。「⑥意思疎通支援事業」は国のウェブサイトでも、言語、聴覚に限らず、精神障害、または知的障害も含むとなっていますので、同じような仕組みがこの事業にも適用されると良いと思います。例えば、グループホームの利用者が病院に入院したときに、意思疎通がしっかりできないと、医療側に思っていること伝えられないということもありますので、聴覚・言語障害に限らず、知的障害、精神障害にも枠を広げられないかと思うのですが、いかがでしょうか。

障害者福祉課長

貴重なご意見ありがとうございます。意思疎通支援というのは聴覚障害や言語障害のある方に限らないと思います。それが寄り添い型でできるものなのか、あるいは物理的な器具を用いる必要があるのかなど、いろいろあると思いますので、検討させていただきます。

委員

就労に関して私の持っている情報等を意見させていただきたいと思います。障害福祉計画に関する国の指針と区の目標に関して、報酬改定の内容も含めて目標値について思った点をお伝えします。

まず、就労定着支援事業は平成30年度から創設されました。伸び悩んでいるサービスです。それでは、なぜ就労定着支援事業を、全国の就労系サービスを行っている事業者が開設しないのかと言うと、そこにはさまざまな問題・課題点があります。就労移行支援事業所が全国で3千ぐらいある中で、就労定着支援事業所は1,228です。利用者に関して自己負担の問題や、就職した後にサービス利用が開始できるまでに半年経った後からの利用となり、働いている状態で手続きをして、さらに自己負担がかかるので、使い勝手が悪いと思います。それを踏まえると、資料3の7ページ、「⑦就労定着支援」の令和3年度から5年度の見込値のとおりになるかイメージできない。また、これから新規で就労定着支援を始めるという声も聞かないので、令和2年度の実績値から少し膨らませた程度になると思います。就労定着支援は利用者が増え続けるのではなく、利用する就職者に対して連動するサービスになるので、就職者が少ないとサービス利用も減ります。就労移行支援に関しても今は新型コロナウイルス感染症や、報酬改定のあり方検討をしている中で、予算、利用者数が平成30年度から緩やかに減ってきています。成果目標にある就労移行者数を令和元年度の1.27倍にする目標値は東京であれば、それほど影響はないと思いますが、最近就労移行支援事業所を閉めるという情報が23区で特に増えてきているところを見ると、就労移行者数や就労定着支援の利用者数がどのように動いていくのか注視していく必要があると思っています。参考までにお伝えさせていただきました。

委員

先の話になりますが、新庁舎が船堀に移転する時に、障害者協議室は今の形を踏襲しながら、障害者センター的機能を持たせたような、もう少し幅広い形のものを望んでいます。もう1つ、交流的機能だけではなく、もっと障害者全体をカバーできるような、そして障害のある方が行けば、さまざまな行政の内容等も把握できるような展示スペース等も含めた関係資料も備えていただきたいと思います。視覚障害は特に見えないものですから、その点をフォローできる音声のようなもの等がある程度想定したような「総合的なセンター」を、今の交流的機能から一步進んだ形のものとしてつくってもらいたいと思っています。

また、一番大切な防災に関して、平成23年に防災手帳を視覚障害のある方に配布していただいたのですが、データが古くなっています。制度も変更されてきている部分もありますので、ぜひ早いうちに現状のサービス内容が十分に入ったものに改定してもらいたいと思っています。

あとは意見書を出しましたので、ぜひともご配慮いただけると、ありがたいと思います。

委員

計画書案について、積極的に意見を出して良いとのこと、ありがたく多くの意見を送らせていただきました。ただ、資料4「計画書（案）についての委員からの意見」は要約されすぎており、質問した内容が伝わってなくて、回答も物足りないものになっていたのもので、先ほど改めて質問をさせていただきました。パブリックコメントなどで意見の量が多いものは要約するのもわかるのですが、策定委員の人数は多くありませんし、せめてこの中だけの資料は、出した方の意見をそのまま出していただけるとありがたいと思いました。

多くの紹介していただけなかった意見と区の考え方の中で、例えば1ページの№6の質問を見ると、区の考え方として、「ご意見として承りました。地域課題の記載については、内容を検討していきます。」と書かれていて、№14、15なども「記載については、担当部署と相談します。」と書かれています。これは実際に次に示される計画書にどの程度反映されるのでしょうか。相談をして実際に変わってくる可能性はあるのか伺いたいのですが、いかがでしょうか。

障害者福祉課長

内容にもよりますが、今回は時間がなかったこともあり、ご意見は資料4にまとめさせていただいています。今回の計画書案には反映できていないのですが、記載のとおり、今後関係部署と検討し、修正できるところは修正していきます。できない部分もあるかと思いますが、その上でパブリックコメントの前までには皆さんにできあがったものをお送りできると思っています。また、意見については要約させていただきましたが、これは公表されていくものなので、この場でのお示しの限りでしたら、そのままの記載でもよろしいかと思うのですが、そのような配慮であるのご理解いただけるとありがたい

です。

会長

さまざまな貴重なご意見、ご質問ありがとうございました。私は障害のある方々も含めて介護の現場に携わっているのですが、こうした会議の後、自分に何ができるのかを考えながら、いつも家路に着くのです。最初の地域自立支援協議会にもあった人材に関しての現況はとても気になっています。こうした会議では常に人材問題の話になります。障害のある方々の施設でも決して人手が足りているわけではなく、大変な苦勞をされながら仕事をされているのだろうと思っています。私は介護の現場でも、人手不足にどう対応するかといった仕事を行政とともに行って、元気な高齢者の方々や、若い主婦の方を活用し、その上で専門職の方には専門分野により注力してもらうような取り組みをしています。半年ほど前からの取り組みとしては、聴覚障害の方に介護の現場でのサポート業務をお願いしています。非常に活動的でやる気にあふれていて、受け手となる我々が、その意思を理解し、必要な準備をして、お仕事をお願いしています。現在では一日当たりの就労時間も伸びてきている状況です。最初は就労という意気込んだ形で始めた事業ではなく、障害のある方々もサポート業務に携わることで、生きがいを持っていただきたいと思って始めたのですが、現場の職員も手話を学ぶなど、非常に良い影響が起きていることを実感しています。施設側も働く側も互いに歩み寄って、就労支援をすることは非常に大変だと思います。しかし、働く人側にとって生きがいを持てる場を提供することも我々の立場であると常に考えながら、そういう人たちをより多く育てていけると良いと感じています。今後もまた皆さんの意見を聞きながら、我々の業界で何かできることがあればと考えています。さまざまな団体や会議体がありますが、そういった垣根を越えて、活用できるアイデアを浸透させていくことも必要だと思います。

それでは次の議事に移ります。(2) パブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料5「パブリックコメントの実施について」をご覧ください。江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、令和3年1月15日(金)から令和3年1月29日(金)までの15日間、第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の計画書(案)について、パブリックコメントを実施します。なお、パブリックコメントの前に、委員の皆さまに計画書(案)を送付し、意見をいただく予定です。計画書

(案)は区のホームページに掲載及び障害者福祉課の窓口で閲覧をできるようにします。ホームページ上や文書により意見を提出していただき、その意見を集約し、必要に応じて計画書に反映します。いただいた意見は次回第3回策定委員会で報告します。

会長

ありがとうございます。

事務局よりパブリックコメントの実施の説明がありました。意見、質問があればお願いします。

— 意見・質問なし —

会長

それでは時間も迫っていますので、次の議事に入りたいと思います。次回の開催日程について事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

第3回策定委員会は、令和3年3月25日（木）、時間は未定ですが、午後の開催予定となっています。会場はグリーンパレス5階、孔雀の間となります。本日とは会場が異なりますので、ご注意ください。当日のご予定をお願いします。詳細が決まり次第、事務局より開催通知を送付しますので、確認をお願いします。

会長

第3回の策定委員会は、ただいま事務局より説明があったとおり開催します。ご予定くださいますようお願いいたします。令和3年度からの江戸川区における障害者及び障害児の福祉施策の方向性を決める重要な委員会でございます。

それでは皆様のご協力により第2回策定委員会は無事終了することができました。以上を持ちまして、第2回策定委員会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

— 閉会時刻 午後4：00 —